（法附則第十四項に規定する内閣官房令で定める者）

第三条　法附則第十四項第一号に規定する内閣官房令で定める職員、同項第七号に規定する内閣官房令で定める国会職員及び同項第九号に規定する内閣官房令で定める隊員のうち、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。次項において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。次項において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員及び令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。次項において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師並びにこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるものとする。

一　［略］

二　国立児童自立支援施設

三　［略］

四　［略］

五　検疫所又は国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支援部若しくは国立保養所

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

［２　略］

（施行令附則第三項に規定する内閣官房令で定める者等）

第五条　国家公務員退職手当法施行令（この条において「施行令」という。）附則第三項（施行令附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣官房令で定める者は、次の各号に掲げる者（施行令附則第七項において読み替えて適用する場合にあっては、第一号に該当する者に限る。）とする。

［一・二　略］

別表第一　（第二条関係）

事務次官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）	六十二年
外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。）の長官	

（法附則第十四項に規定する内閣官房令で定める者）

第三条　法附則第十四項第一号に規定する内閣官房令で定める職員、同項第七号に規定する内閣官房令で定める国会職員及び同項第九号に規定する内閣官房令で定める隊員のうち、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号。この項において「令和三年国家公務員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号。次項において「令和五年旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第二項第一号（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に掲げる職員に相当する職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）第一条の規定による改正前の国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。次項において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員及び令和三年国家公務員法等改正法第八条の規定による改正前の自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号。次項において「令和五年旧自衛隊法」という。）第四十四条の二第二項第一号に掲げる隊員に相当する隊員は、次に掲げる施設等に勤務し、医療業務に従事する医師及び歯科医師並びにこれらに類する者として内閣総理大臣が定めるものとする。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

三　［同上］

四　検疫所、国立児童自立支援施設又は国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支援部若しくは国立保養所

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［同上］

［２　同上］

（施行令附則第三項に規定する内閣官房令で定める者等）

第五条　国家公務員退職手当法施行令（この条において「施行令」という。）附則第三項（同令附則第七項において読み替えて適用する場合を含む。）に規定する内閣官房令で定める者は、次の各号に掲げる者（施行令附則第七項において読み替えて適用する場合にあっては、第一号に該当する者に限る。）とする。

［一・二　同上］

別表第一　（第二条関係）

事務次官（外交領事事務に従事する職員で内閣総理大臣が定めるものを除く。）	六十二年
外局（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第三項の庁に限る。）の長官	